

● 地域未来投資促進法に基づく北見市基本計画について

(1) 経緯

本市では、企業立地促進法に基づく基本計画を平成19年10月に道内1号として国の同意を受け、地域の強みを活かした製造業をはじめとする企業立地を推進してきたところであります。

このほど、国では社会構造・産業構造の変化を受け、従来の製造業を中心とした企業立地の促進から、地方創生を踏まえ地域の特性を生かした成長力が期待できる新たな産業分野に挑戦する動きが顕著になっている状況を踏まえ、新たに地域経済における稼ぐ力の好循環の実現に向け、企業立地促進法を改正し、事業者等の地域経済を牽引する取組を促進する地域未来投資促進法が平成29年7月31日に施行されました。

本市においても、同法に基づき「地域未来投資促進法北海道北見市基本計画」を作成し、平成29年12月22日に国の同意を得たところであります。

今後は、同基本計画に基づき、事業者が策定する事業計画(地域経済牽引事業計画)による地域経済牽引事業を推進し、地域経済の活性化を目指してまいります。

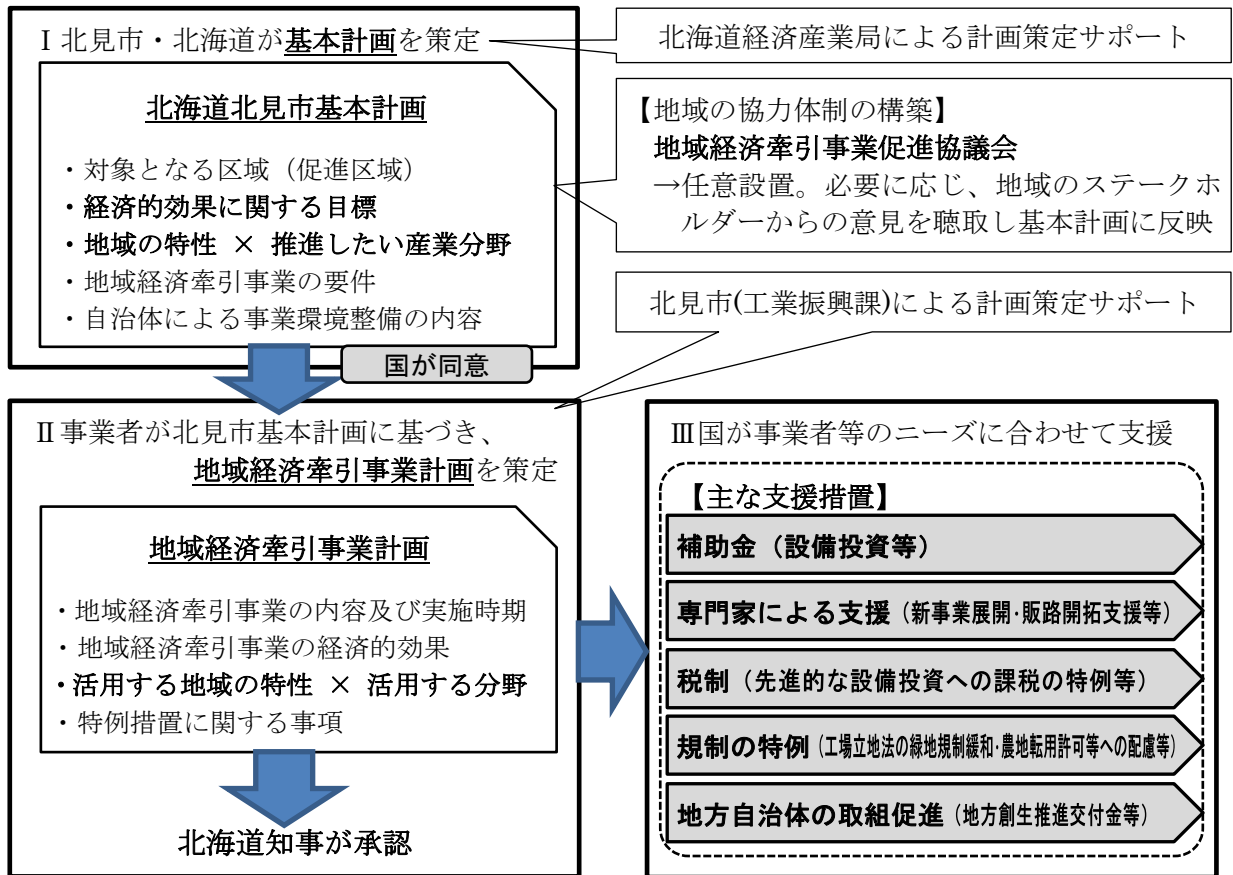
(2) 地域未来投資促進法の概要

市町村と都道府県が共同して作成し、国の同意を得た基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業計画を都道府県が承認します。承認事業者には、税制優遇等の支援措置が講じられます。

① 地域未来投資促進法の目的等（法改正のポイント）

企業立地等による産業集積を通じた地域経済の活性化を目的とする企業立地促進法から、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済に高い波及効果をもたらす地域経済牽引事業を通じた地域経済の活性化を目的とするものとして法改正が行われ、従来の製造業を中心とした業種を対象としたものから、サービス業を含む幅広い業種を対象に、成長分野（航空機、医療機器、新素材、第4次産業革命、農業、観光、環境等）における地域の事業者への波及効果の高い取組を支援する制度へと大きく転換されました。

② 地域未来投資促進法の基本スキーム



(3) 地域経済牽引事業計画の承認について

事業者が策定する地域経済牽引事業計画の策定状況ですが、オホーツク管内で初めて本年3月20日に2件、5月8日に1件が承認されています。

① 株式会社 北見薄荷通商（承認日：平成30年3月20日）

事業名：北見地域で栽培された薄荷や国内調達した薄荷を活用した食料品等の生産体制強化及び販売強化事業

② 協同組合 オホーツクウッドピア（承認日：平成30年3月20日）

事業名：カラマツ及びトドマツを活用したCLT（直交集成板）の生産・販売等の強化事業

③ 株式会社 エース・クリーン（承認日：平成30年5月8日）

事業名：北見市周辺の林産資源を活用した木質蒸煮飼料生産事業

北海道北見市における基本計画の概要

計画のポイント

北見市は、農業産出額（畜産除く）が道内自治体1位の238億円（平成27年）であるなど、農林水産業が基盤となっている。また、農作物等を活用した食料品製造業は、市の全製造品出荷額の3割以上を占める（平成26年）など重要な産業となっている。このほか、製造業の中では木材・木製品製造業（家具を除く）や家具・装備品製造業における付加価値額の特化係数が高く、IT関連産業の集積も多いという特徴がある。また、北見工業大学のほか、北見市工業技術センターなど工業系の試験研究機関が多く所在し、近年では大学の研究成果を生かしたスポーツ関連産業の支援を行っている。このほか、北見焼肉などの特産物や、温根湯温泉等の観光資源も豊富である。こうした地域特性を生かした事業を推進し、企業の稼ぐ力を高めることで付加価値を向上させ、収益の増加・雇用の増加といった経済の好循環を創出することを目指す。

促進区域

北海道北見市

経済的効果の目標

- ・ 1件あたり平均50百万円の付加価値額を創出する**地域経済牽引事業を12件創出**。
- ・ これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で**約900百万円の付加価値額を創出**することを目指す。

制度・事業環境の整備

- ・ 投資・雇用に対する助成
- ・ 不動産取得税・固定資産税の減免措置
- ・ 北海道産業振興条例に基づく技術支援
- ・ 研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の提供
- ・ 事業者からの事業環境整備の提案への対応
- ・ セミナー等開催による人材育成支援 等

地域経済牽引支援機関

- ・ (公財)オホーツク地域振興機構
- ・ (一社)北見工業技術センター運営協会
- ・ オホーツク産学官融合センター
- ・ (独)中小企業基盤整備機構北海道本部北見オフィス
- ・ (一社)オホーツク森林産業振興協会
- ・ 国立大学法人北見工業大学
- ・ (地独)北海道立総合研究機構・農業研究本部

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑧のいずれか）】

- ①北見市の生産量全国一位のタマネギ、白花豆等の特産物を活用した**食料品製造関連分野**
- ②北見市の北見工業大学等のIT人材を活用した**IT関連産業分野**
- ③北見市の木材加工企業等の集積を活用した**木材関連産業分野**
- ④北見市の北見工業技術センター等の公設試験研究機関の技術を活用した**ものづくり関連分野**
- ⑤北見市の高日照率及び豊富な森林資源である自然環境を活用した**環境・エネルギー分野**
- ⑥北見市の「北見焼肉」等の特産物を活用した**観光関連分野**
- ⑦北見市の温根湯温泉等の観光資源を活用した**観光関連分野**
- ⑧北見市の北見工業大学等の研究シーズを活用した**スポーツ関連産業分野**

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・ 地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円超

【要件3：以下の①～③いずれかの経済的効果が見込まれること】

- ・ 地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業により、促進区域内において
 - ①取引額：5.4%増
 - ②売上：5.4%増
 - ③雇用者数：3%増又は5人増

計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで